

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月20日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 7 号

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第2備考7を同備考9とし、同備考6中「5において」を「7において」に改め、同備考6を同備考8とし、同備考中5を7とし、4を6とし、3を5とし、2を4とし、1の次に次のように加える。

2 令和6年7月分から令和13年6月分までの期間（以下「対象期間」という。）の各月分の徴収額の算定に限り、階層区分がC階層であって市町村民税額及び所得税額（年額）による区分（以下「税額区分」という。）がC1と認定された主たる扶養義務者（令和5年7月から令和6年6月までの間における階層区分が、京都市市税条例の一部を改正する条例（令和2年11月25日京都市条例第19号）第2条の規定による改正前の京都市市税条例第35条第2項第3号の規定の適用を受けることによりB階層であったものに限り、対象期間において京都市市税条例第27条の6第6項の適用を受けることにより税額区分がC1と認定されたものを除く。）に係る徴収額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 令和6年7月分から令和7年6月分までの期間 B階層の徴収額
- (2) 令和7年7月分から令和9年6月分までの期間 1, 125円
- (3) 令和9年7月分から令和11年6月分までの期間 2, 250円
- (4) 令和11年7月分から令和13年6月分までの期間 3, 375円

3 2の規定は、2の規定の適用を受ける主たる扶養義務者が、対象期間内にC階層以外の階層区分と認定された場合、税額区分がC2と認定された場合又は京都市市税条例第27条の6第6項の適用を受けることにより税額区分がC1と認定された場合には、当該認定の翌月分以降の徴収額については、適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）